

札幌市税条例の主な改正の概要（令和6年第2回定例会）

改正の内容	適用
<p>[法人市民税関係]</p> <p>1 賃上げ促進税制に係る改正 法人税において、中堅企業向けの賃上げ促進税制や中小企業向けの賃上げ促進税制における控除限度超過額の繰越制度が創設されたことに伴い、法人市民税についても、これに伴う所要の規定整備を行う。</p>	令和6年4月1日以後の開始事業年度から適用
<p>[個人市民税関係]</p> <p>1 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、この新たな公益信託について、現行の公益法人等と同様の措置を適用する。</p> <p>2 住宅借入金等特別税額控除の特例措置 子育て世帯等に対する住宅借入金等特別税額控除の拡充として、借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置の延長を行う。</p>	令和7年度分から適用 令和7年度分から適用
<p>[固定資産税・都市計画税関係]</p> <p>1 地域再生法に基づく本社機能の移転等に対する軽減措置（不均一課税）の見直し・延長 地域再生計画における北海道知事の認定を受け、本社機能の移転又は拡充する企業が新增設した事務所等に係る固定資産税の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>2 減額措置の見直し・延長</p> <p>(1) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、申告の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 耐震改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(4) 省エネ改修を行った一定の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(5) バリアフリー改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(6) 省エネ改修を行った一定の住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、その適用期限を2年延長する。</p>	令和6年4月1日以後の新設又は増設分から適用 令和6年4月1日以後の新築分から適用 公布の日から適用 公布の日から適用 公布の日から適用 公布の日から適用

改正の内容	適用
(7) 耐震改修を行った一定の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、その適用期限を2年延長する。	公布の日から適用
(8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。	公布の日から適用
3 特例措置の見直し・延長・廃止	
(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しを行う。	令和6年4月1日以後の取得分から適用
(2) 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業所内保育施設）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。	公布の日から適用
(3) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の見直しを行う。	令和6年4月1日以後の整備分から適用